

奈良県告示第二百八十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和六年十二月十三日

奈良県知事 山下 真

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一六八号	生駒市小瀬町一二二番三先から生駒市小瀬町一〇番二先まで